

豊橋市の各種補助制度をご利用ください

(創業編)

豊橋市では、市内の創業者や創業を希望する方を支援する補助制度などをご用意しております。

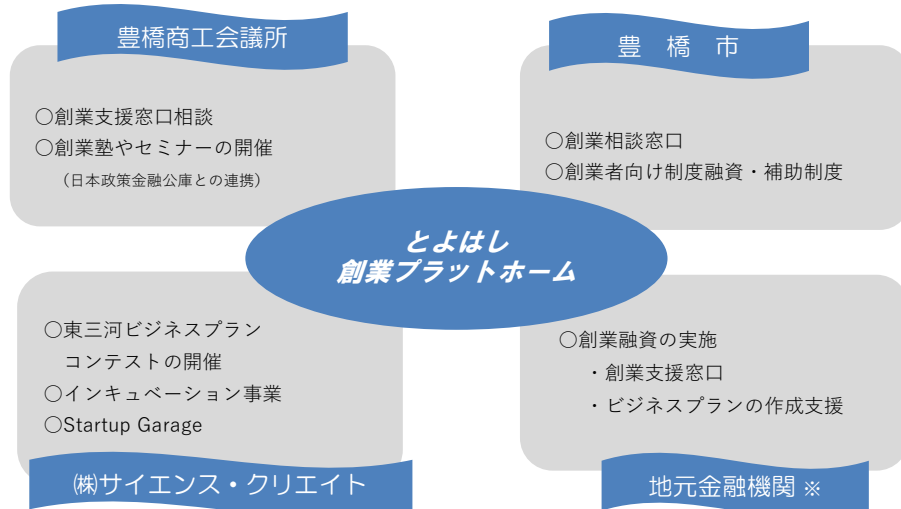
- とよはし創業プラットフォームでは、創業を目指す方を支援します
- 各種補助金をご利用ください

1. 起業支援事業費補助金

新しく事業を起こす方の起業に係る費用を補助します

2. まちなかインキュベーション事業補助金

中心市街地での新規創業等の出店に係る費用を補助します



各機関が連携して市内で創業を目指す方を全面的にサポートします。

※下記機関の豊橋市内の本支店
日本政策金融公庫、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、三十三銀行、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合

補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL : 0532-51-2425

FAX : 0532-55-9090

E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

各制度の詳細内容は市のホームページからもご覧になれます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



Facebook



Instagram



Twitter

1.起業支援事業費補助金

新しく事業を起こす方の起業に係る費用を補助します。

【対象者】

市内で起業してから1年以内のものであって、とよはし創業プラットフォーム参画機関に事業計画の策定に係る指導・助言を受けており、起業後においても同機関による指導及び助言を継続的に受けること

※ただし、以下に該当する場合は対象外

- ・市外に本店（個人は住所）があるもの
- ・起業前に何らかの事業を営んでいるもの
- ・フランチャイズチェーン

【補助対象経費】

- 1単位あたり10万円以上の設備及び備品購入に係る経費

（※パソコンなど汎用性があるものは除く）

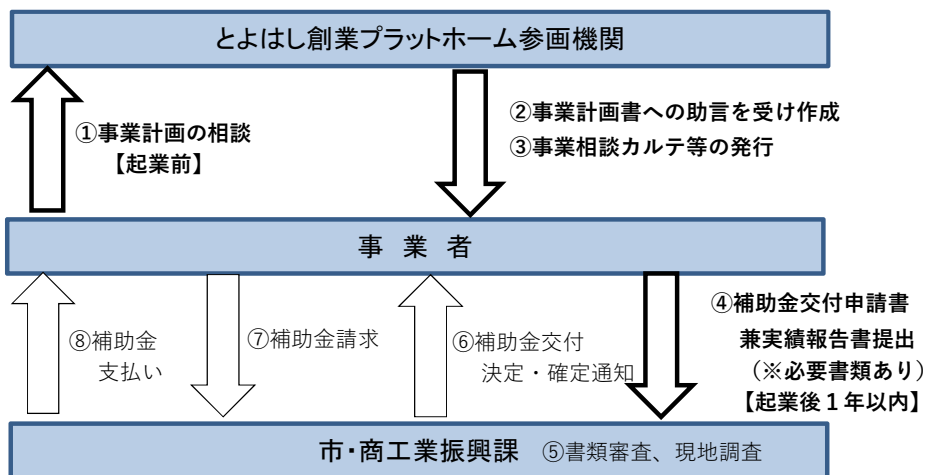
- 広告宣伝に係る経費
- 法人登記に係る経費

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）

法人：補助限度額30万円 ・ 個人事業者：補助限度額20万円 （※申請は1回限り）

【補助金申請等の流れ】



2.まちなかインキュベーション事業補助金

中心市街地に点在する空き店舗で新規創業等する方に対して、賃借料、改装費の補助をします。

【対象者】

中心市街地の対象区域内で新規創業により出店する事業者等

【補助対象経費】

- ① 賃借料（共益費、管理費を含む。）
- ② 改装費（内装工事費、外装工事費、給排水工事・電気工事等。ただし、事業の用途に付さない部分の経費や備品購入費等は除く。） ※新規創業者のみ（開業時1回のみ）

【補助率及び補助限度額】

- ① 1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額（A:飲食店、B:物販店等）

期間	補助率	年間補助限度額
24か月まで	A:1/3以内、B:1/2以内	A:72万円、B:108万円

- ② 1店舗につき補助対象経費の20%以内 補助限度額50万円

※補助は、開業の翌月以降、店舗の営業実績に基づき交付

【お問い合わせ先】

（株）豊橋まちなか活性化センター 0532-53-7211（豊橋商工会議所内）
まちなか活性課 0532-55-8101

※補助金の交付には市税の滞納がないことなどが条件になります。